

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号

氏名 株式会社 丸幸

代表取締役 渡邊 均

令和元年12月20日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付して許可します。

令和2年3月10日

流山市長 井崎

義治



記

- 1 許可番号 第16号
- 2 許可の年月日 令和2年4月1日
- 3 許可有効期限 令和4年3月31日まで
- 4 事業の範囲 一般廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）
- 5 一般廃棄物の種類 流山市内で発生する食品残渣
- 6 許可の条件 裏面のとおり

複製厳禁

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、その他関係する法令等を遵守すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、一般廃棄物以外のものを搬入しないこと。
- (3) 収集運搬にあたって、一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭漏れのないようにすること。
- (4) 市が行う一般廃棄物の減量・資源化施策に協力すること。
- (5) 従事職員全員に安全運転教育を徹底し、安全運転教育の実施内容について報告書を提出すること。
- (6) 指摘事項があった場合は、その都度、速やかに改善計画書を提出すること。
- (7) 車両更新時には、電気自動車、天然ガス自動車及びこれらに準じる低公害車とするよう務めること。
- (8) その他、市の指示に従うこと。